

平成 28 年 6 月
平成 28 年第 2 回 栃木市議会定例会
議案説明書

栃木市

番 号

件 名

報告第 6号 専決処分事項の報告について（和解について）

報告第 7号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）

報告第 8号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）

報告第 9号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）

報告第 10号 平成27年度栃木市一般会計繰越計算書

報告第 11号 平成27年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第 12号 平成27年度栃木市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

報告第 13号 平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書

報告第 14号 放棄した債権の報告について

報告第 15号 栃木市土地開発公社の平成28事業年度事業計画書の提出について

報告第 16号 一般財団法人栃木市農業公社の平成28年度事業計画書の提出について

報告第 17号 株式会社観光農園いわふねの平成28年度事業計画書の提出について

議案第 62号 市長の専決処分事項の承認について

（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 1

議案第 63号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第1号）

議案第 64号 栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会条例の制定について 6

議案第 65号 栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例の制定について 7

議案第 66号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例の制定について 9

議案第 67号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について	15
議案第68号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第69号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第70号 栃木市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例の制定について	54
議案第71号 栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約の一部を変更する規約について	56
議案第72号 財産の取得について	60
議案第73号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	62
議案第74号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	65
議案第75号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	67
議案第76号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	69
議案第77号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	71
議案第78号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	73
議案第79号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	75
議案第80号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	77
議案第81号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	79
議案第82号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	81
議案第83号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	83
議案第84号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	85
議案第85号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	87

議案第86号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	89
議案第87号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	91
議案第88号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	93
議案第89号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	95
議案第90号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	97
議案第91号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	99
議案第92号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	101
議案第93号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	103
議案第94号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	105
議案第95号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	107
議案第96号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
議案第97号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	111
議案第98号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	113
議案第99号 工事請負契約の締結について	115

(保険医療課)

議案第 6 2 号

市長の専決処分事項の承認について

(栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)が平成28年3月31日に公布されたため、栃木市国民健康保険税条例の一部改正を要することになったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をもって一部改正をしたので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

◎改正の概要

国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に引き上げること。(第23条関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるととき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の會議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

議案第62号（保険医療課）

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

現 行

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.6万円を超える場合には、1.6万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき260,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき470,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

改 正 案

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき265,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき480,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(総合政策課)

議案第64号

栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会条例の制定につ

いて

提案理由

吾一からくり時計の製作事業者を選定するに当たり、公平かつ公正な審査を行う附属機関として、栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会を設置するため、栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(文 化 課)

議案第 65 号

栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例の制定について

提案理由

文化施設の拠点として文化芸術施設及び文学施設を整備するに当たり、必要な調査及び検討を行うための附属機関として、栃木市文化芸術施設等整備検討審議会を設置するため、栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第 64 号と同じ。

(保育課)

議案第 66 号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

保育室等を 4 階以上に設置する場合の特別避難階段の設置要件を改めること。（第 22 条関係）

[参照条文]

議案第 64 号と同じ。

議案第66号（保育課）

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現 行		
(設備の基準)		
第22条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。		
(1)～(7) 略		
(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。		
ア 略		
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備
2階	略	略
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。</u> ） 2～4 略
3階	略	略
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。</u> ） 2・3 略
4階以上	略	略
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、

改 正 案

(設備の基準)

第22条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	略	略
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</u> ） 2～4 略
3階	略	略
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</u> ） 2・3 略
4階以上	略	略
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、

現 行

当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)

2・3 略

改 正 案

当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)

2・3 略

(保育課)

議案第67号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業において、保育室等を4階以上に設置する場合の特別避難階段の設置要件を改めること。

(第28条及び第43条関係)

[参照条文]

議案第64号と同じ。

議案第67号（保育課）

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
略	略	略
4階以上	略	略
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2・3 略</p>

ウ～ク 略

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

改 正 案

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
略	略	略
4階以上	略	略
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p>
		2・3 略

ウ～ク 略

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

現 行		
階	区分	施設又は設備
略	略	略
4階以上	略	略
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2・3 略</p>
ウ～ク 略		

改 正 案

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
略	略	略
4階以上	略	略
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p>
		2・3 略

ウ～ク 略

(建築課)

議案第68号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の手数料を設けること。

(別表第2関係)

2 既存の建築物のエネルギー消費性能に係る認定の手数料を設けること。

(別表第2関係)

[参照条文]

議案第64号と同じ。

議案第68号（建築課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～46 略		

改 正 案

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～4 6 略		
4 7 建築物	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額	
<u>のエネルギー消費性能向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u>	<p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅に係る申請 4,700円</p> <p>イ 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円</p> <p>ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(ア) 住宅部分（(イ)に係るもの） 4,700円</p> <p>(イ) 共同住宅等の部分について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額</p>	

現 行

改 正 案

<u>300平方メートル未満の場合</u>	<u>9,000円</u>
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</u>	<u>18,000円</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</u>	<u>41,000円</u>
<u>5,000平方メートル以上の場合</u>	<u>74,000円</u>

(ウ) 非住宅部分について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

<u>300平方メートル未満の場合</u>	<u>9,000円</u>
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</u>	<u>25,000円</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</u>	<u>74,000円</u>
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合</u>	<u>110,000円</u>
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合</u>	<u>140,000円</u>
<u>25,000平方メートル以上の場合</u>	<u>180,000円</u>

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 31,000円

(1) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 35,000円

イ 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる

現

行

改 正 案

場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 63,000円
- (4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 100,000円
- (4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 180,000円
- (1) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 250,000円

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。）次に掲げる金額を合算した金額

- (ア) 住宅部分 ((4)に係るものに除き、性能基準を用いるものに限る。)について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

<u>200平方メートル未満の場合</u>	<u>31,000円</u>
<u>200平方メートル以上の場合</u>	<u>35,000円</u>

- (イ) 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

<u>300平方メートル未満の場合</u>	<u>63,000円</u>
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</u>	<u>100,000円</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</u>	<u>180,000円</u>
<u>5,000平方メートル以上</u>	<u>250,000円</u>

- (ウ) 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞ

現 行

改 正 案

れ同表の右欄に掲げる金額

<u>300平方メートル未満の場合</u>	<u>80,000円</u>
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</u>	<u>130,000円</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</u>	<u>210,000円</u>
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合</u>	<u>280,000円</u>
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合</u>	<u>340,000円</u>
<u>25,000平方メートル以上の場合</u>	<u>400,000円</u>

(I) 非住宅部分(標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。)を用いるものに限る。)について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

<u>300平方メートル未満の場合</u>	<u>210,000円</u>
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</u>	<u>330,000円</u>
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</u>	<u>480,000円</u>
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合</u>	<u>590,000円</u>
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合</u>	<u>700,000円</u>
<u>25,000平方メートル以上の場合</u>	<u>800,000円</u>

2 1の申請に併せて行う法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額

現

行

改 正 案

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1。イからケまでにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 15,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 23,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 66,000円
- カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 94,000円
- キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 190,000円
- ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円
- ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 560,000円

- (2) 法第6条の3第1項の構造計算適合性判定（以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当する一の建築物（法第20条第2項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあっては、当該建築物の部分）ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額
- ア 法第20条第1項第2号イ又は第3号イの構造計算が同項第2号イ又

現 行

改 正 案

は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積（構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。（イ）から（オ）まで及びイにおいて同じ。）の合計が1,000平方メートル以内の場合 115,350円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合 143,700円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超える場合 157,350円

(エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超える場合 199,350円

(オ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 337,950円

イ アに掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の場合 166,800円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合 222,450円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超える場合 255,000円

(エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超える場合 336,900円

(オ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 619,350円

(3) 法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築物については、一の

現 行

改 正 案

建築設備ごとに 15,000 円（小荷物専用昇降機については、7,000 円）

<u>48 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅に係る申請 前項の右欄の 1 の(1)のアに規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>イ 共同住宅等に係る申請 前項の右欄の 1 の(1)のイに規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(ア) 計画の認定を受けた住宅部分（(イ)に係るものを除く。）について、前項の右欄の 1 の(1)のウの(ア)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の 1 の(1)のウの(イ)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の 1 の(1)のウの(ウ)に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>(1) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の 1 の(1)のウに規定する金額</p> <p>(2) (1) に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅に係る申請 前項の右欄の 1 の(2)のアに規定する金額</p>
--	---

現 行

改 正 案

の2分の1に相当する金額

イ 共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

ウ 一の建築物全体に係る申請 (ア及びイに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分 ((イ)に係るものを除く。)について、前項の右欄の1の(2)のウの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の1の(2)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のウに規定する金額

2 1の申請に併せて行う法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額

(1) 床面積 (建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積、建築物の計画を変更し、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1) の合計に応じ、前項の右欄の2の(1)に規定する金額

(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物については、前項の右欄の2の(2)に規定する金額

(3) 法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあっては当該変更に係る一の建築設備ごとに8,000円 (小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあっては前項の右欄の2の(3)に規定する金額

4.9 建築物 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

現

行

改 正 案

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

- 1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合している旨を証する書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 一戸建ての住宅に係る申請 4,700円
- (2) 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円
- イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円
- ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円
- エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円
- (3) 一の建築物全体に係る申請 ((1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額
- ア 住宅部分（イに係るものを除く。） 4,700円
- イ 共同住宅等の部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

現 行

改 正 案

ウ 非住宅部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 25,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 74,000円

(イ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 110,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 140,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 180,000円

2 1に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 一戸建ての住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 16,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 17,000円

(2) 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 31,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 35,000円

(3) 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

現 行

改 正 案

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 30,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 140,000円

(4) 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 63,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 100,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 180,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 250,000円

(5) 一の建築物全体に係る申請 ((1)から(4)までに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（ウ及びエに係るものを除き、仕様基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 16,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 17,000円

イ 住宅部分（ウ及びエに係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 31,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 35,000円

ウ 共同住宅等の部分（仕様基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 30,000円

現 行

改 正 案

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満
の場合 52,000 円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル
未満の場合 95,000 円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上の場合 140,000
円

工 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）について、次に掲
げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合 63,000 円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満
の場合 100,000 円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル
未満の場合 180,000 円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上の場合 250,000
円

オ 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、
市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、次に掲
げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合 80,000 円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満
の場合 130,000 円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル
未満の場合 210,000 円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メー
トル未満の場合 280,000 円

(オ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メー
トル未満の場合 340,000 円

現

行

改 正 案

(カ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上の場合 400,00

0円

カ 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満の場合 210,000 円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合 330,000 円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の場合 480,000 円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の場合 590,000 円

(オ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の場合 700,000 円

(カ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上の場合 800,00
0円

(選挙管理委員会事務局)

議案第 69 号

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、
栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 選挙運動用自動車の使用の公費負担に係る限度額を引き上げること。
(第 4 条関係)
- 2 選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額を引き上げること。
(第 8 条関係)
- 3 選挙運動用ビラの作成の公費負担に係る限度額を引き上げること。
(第 11 条関係)

[参照条文]

議案第 64 号と同じ。

議案第69号（選挙管理委員会事務局）

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正す

現	行
(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)	
第4条 栃木市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。	
(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>6万200円</u> を超える場合には、 <u>6万200円</u> ）の合計金額	
(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	
ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>1万5,300円</u> を超える場合には、 <u>1万5,300円</u> ）の合計金額	
イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約（以下「燃料供給契約」という。）である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約（燃料供給契約に限る。）に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、 <u>7,350円</u> に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請	

る条例

改 正 案

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 栃木市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が6万4,500円を超える場合には、6万4,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約（以下「燃料供給契約」という。）である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約（燃料供給契約に限る。）に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請

現 行

に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、501円99銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に30万1,875円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 市は、前条の規定による届出をした候補者が前条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円30銭を超える場合は、7円30銭とする。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

改 正 案

に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 市は、前条の規定による届出をした候補者が前条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭とする。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(財政課)

議案第70号

栃木市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例の制定に

について

提案理由

栃木市東日本大震災復興推進基金を廃止するため、栃木市東日本大震災復興推進基金条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第64号と同じ。

(農業振興課)

議案第 71 号

栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約の一部を変更する規約
について

提案理由

栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

地方卸売市場の廃止に関する事務を加えること。（第 3 条関係）

[参照条文]

地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第71号（農業振興課）

栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約の一部を変更する規約

現

行

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づく地方卸売市場の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する。

改 正 案

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づく地方卸売市場の設置、管理運営及び廃止（民営化に関する公募に係る事務を含む。）に関する事務を共同処理する。

(警防課)

議案第72号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防署に配備中のはしご付消防ポンプ自動車1台が老朽化したため、はしご付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員31名のうち、金澤伸子氏が平成28年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の使命)

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を探るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

金澤伸子氏の略歴

住所 栃木市岩舟町下津原256番地1

生年月日 昭和23年9月4日

主な経歴

[マスキングされた文書]

(個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第74号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、大橋重氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

農業委員会等に関する法律抜粋

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 以下略

大橋重氏の略歴

住所 栃木市都賀町木1692番地

生年月日 昭和14年6月14日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 75 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成 28 年 7 月 19 日）に伴い、赤坂敏雄氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

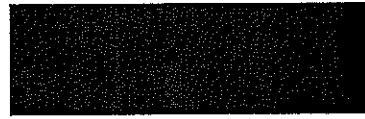
議案第 74 号と同じ。

赤坂敏雄氏の略歴

住所 栃木市藤岡町藤岡2191番地1

生年月日 昭和20年8月9日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 76 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成 28 年 7 月 19 日）に伴い、篠崎藤重氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

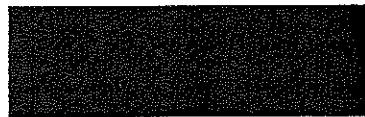
議案第 74 号と同じ。

篠 崎 藤 重 氏 の 略 歴

住 所 栃木市尻内町 306 番地

生年月日 昭和 22 年 2 月 2 日

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 77 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成 28 年 7 月 19 日）に伴い、前田克己氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

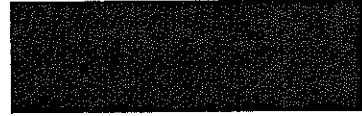
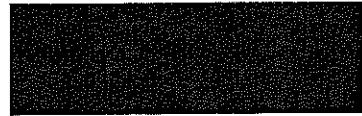
議案第 74 号と同じ。

前田克己氏の略歴

住所 栃木市藤岡町赤麻4493番地

生年月日 昭和23年3月13日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第78号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、山中雅博氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第74号と同じ。

山 中 雅 博 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町小野寺 2651番地

生年月日 昭和23年3月14日

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第79号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、大島公一氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

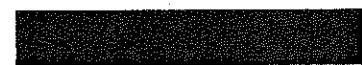
議案第74号と同じ。

大島公一氏の略歴

住所 栃木市大平町横堀713番地1

生年月日 昭和23年10月25日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第80号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、戸澤忠夫氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第74号と同じ。

戸澤忠夫氏の略歴

住所 栃木市岩舟町和泉 1614番地1

生年月日 昭和23年11月8日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 81 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成 28 年 7 月 19 日）に伴い、柴賢一郎氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第 74 号と同じ。

柴 賢 一 郎 氏 の 略 歴

住 所 栃木市千塚町 688番地1

生年月日 昭和24年7月5日

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第82号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、牛久秀一氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

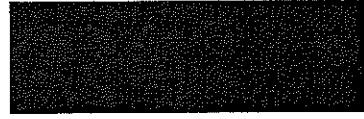
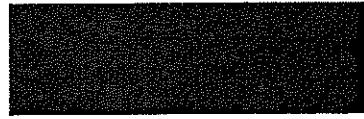
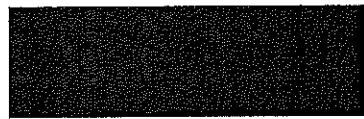
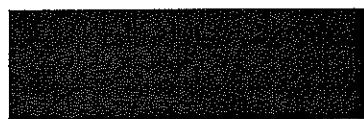
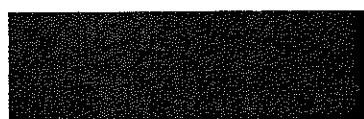
議案第74号と同じ。

牛 久 秀 一 氏 の 略 歴

住 所 栃木市今泉町1丁目26番4号

生年月日 昭和24年7月23日

主 な 經 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第83号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、鈴木芳博氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第74号と同じ。

鈴木芳博氏の略歴

住所 宇都宮市緑1丁目5番2号

生年月日 昭和24年12月7日

主な経歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第84号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、大山善夫氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第74号と同じ。

大山善夫氏の略歴

住所 栃木市藤岡町蛭沼1674番地

生年月日 昭和25年1月1日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第85号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、手塚政子氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第74号と同じ。

手塚政子氏の略歴

住所 栃木市都賀町升塚94番地

生年月日 昭和25年3月8日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第86号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、阿部秀夫氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第74号と同じ。

阿 部 秀 夫 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町下皆川431番地

生年月日 昭和25年8月19日

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 87 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成 28 年 7 月 19 日）に伴い、山本千恵子氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第 74 号と同じ。

山本千恵子氏の略歴

住所 栃木市大平町西山田288番地

生年月日 昭和25年9月23日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 88 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成 28 年 7 月 19 日）に伴い、木村隆夫氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

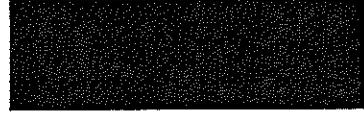
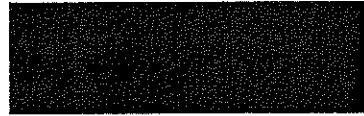
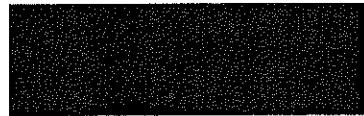
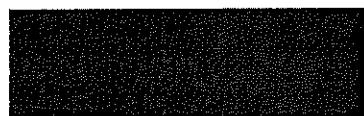
議案第 74 号と同じ。

木 村 隆 夫 氏 の 略 歴

住 所 栃木市神田町27番6号

生年月日 昭和25年12月14日

主 な 經 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第89号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、岩出秀男氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第74号と同じ。

岩出秀男氏の略歴

住所 栃木市皆川城内町993番地

生年月日 昭和26年3月29日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第90号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、早乙女正司氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第74号と同じ。

早乙女正司氏の略歴

住所 栃木市藤岡町大田和294番地

生年月日 昭和27年1月15日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第91号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、荒木陽子氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第74号と同じ。

荒木陽子氏の略歴

住 所 栃木市西方町本城1351番地

生年月日 昭和27年11月1日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第92号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、若色昭松氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第74号と同じ。

若 色 昭 松 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大塚町 1000番地1

生年月日 昭和29年6月15日

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 9 3 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成 28 年 7 月 19 日）に伴い、渡邊秀男氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

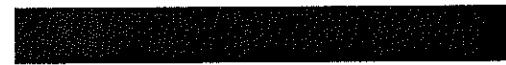
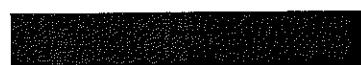
議案第 7 4 号と同じ。

渡邊秀男氏の略歴

住所 栃木市西方町金崎306番地1

生年月日 昭和29年6月17日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第94号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、永田久男氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第74号と同じ。

永田久男氏の略歴

住所 栃木市大平町新751番地

生年月日 昭和29年9月5日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第95号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、平本勲氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第74号と同じ。

平 本 熱 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町富田384番地10

生年月日 昭和29年9月30日

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第96号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、大塚幸八氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第74号と同じ。

大塚幸八氏の略歴

住 所 栃木市都賀町家中485番地

生年月日 昭和30年5月1日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 97 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成 28 年 7 月 19 日）に伴い、渡辺計子氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

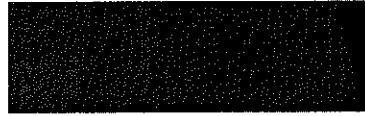
議案第 74 号と同じ。

渡辺計子氏の略歴

住 所 栃木市藤岡町太田272番地

生年月日 昭和33年2月27日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第98号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期満了（平成28年7月19日）に伴い、五十畠節子氏を農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

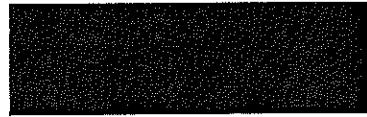
議案第74号と同じ。

五十畠節子氏の略歴

住所 栃木市岩舟町畠岡709番地

生年月日 昭和35年3月8日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(産業基盤整備課)

議案第 99 号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を大田原市上石上 1848 番地川田建設株式会社栃木営業所
所長藤本勝夫と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約
を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,

000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工事名 市道D311号線新千塚橋上部工事 (市道14111号線)

工事場所 栃木市千塚町地内外

工事概要 土木工事

新千塚橋上部工

橋長 77.2m 幅員 12.8m

3径間連続プレストレストコンクリート中空床版橋 他1式

